

B日程（7月5日）個人情報の保護に関する法律の改正等に関する説明会 QA一覧

	質問	回答
1	今回の改正では、地方議会は適用の対象外とのことですが、新たに制定する施行条例の中で、個人情報保護法の規定を地方議会に準用するような規定を置くことは可能でしょうか。	スライド30頁で言及している。確かに準用は一つの方法であるが、国の方からこうすべきという権限はない。もっとも、準用規定を置いた場合、個人情報保護法の規定の改正等によって適用される規定内容が変動してしまう可能性があることを踏まえ、どのような規定を置くことが適切かを判断していただきたい。
2	議会について、個人情報保護法施行条例に規定することもありうるか。これは、法律の範囲内となるか。	立法をどのような形で実現するかについては自律的な判断が求められる。ご留意いただく点としては、執行機関に関する規律については施行条例において、改正法にある定義規定や規律は記載のない形で定めていただくことになるため、議会については定義規定や規律一式を書き下す必要があるということである。
3	仮名加工情報のイメージを教えてください。	個人情報個人を識別できる情報であるところ、現行法の規定にもある匿名加工は、委員会規則で定める基準に従い、個人情報を復元できないように加工した情報のことであり、仮名加工情報は、個人情報と匿名加工情報の中間にある概念である。令和2年の法改正（民間部門の規律に関するもの）において、仮名加工情報は組織内での利用という前提で、目的外利用についての規律を緩和した。令和3年の法改正では、公的部門の規律として、令和2年の法改正で民間部門について行ったような規制緩和は行っていない一方で、民間事業者が作成した仮名加工情報を法令等に基づき行政機関等が取得する場合を想定して、第三者提供の禁止等の規律を新たに設けたもの。
4	審査請求手続について、条例により法律の範囲内で独自の定めをおくことができるかとありますが、具体的にはどのようなことを想定していますか。	具体的にこのような規定を定めてほしいという意味ではない。その上で、たとえば、現行法では審理員と同様の機能を持った者を置き、当該者に審理手続を行わせることは違法ではないという整理である。今後具体的に何か制度を置く想定の場合は適宜相談していただきたい。
5	当団体におきましては、個人情報の開示に係る手数料を無料とした上で、写しの交付を行う場合のみ、写しの交付に係る費用として、実費相当額の納付を求める規定を設けております。改正法の施行に当たり、同様の規定を設けることは許容されますでしょうか。	個別条文に関する解説127,128頁を参照いただきたい。現行の行政機関個人情報保護法では、開示請求1件あたりの金額を定めている。これは、個人に係る情報の請求については、一般的には特定の者に係る保有個人情報の量は少ないと考えられることから、請求に係る手数料（1件当たり〇〇円）を定めている一方、実施に係る手数料（コピー1件当たり〇〇円、等）については特段定めていない。その上で、改正法における「手数料」には、請求に関する手数料及び実施に関する手数料の両方が含まれることから、実費の範囲内であれば、交付に係る金額（コピー1件当たり〇〇円、等）を条例で定めることも否定されない。この限りにおいて、従量制の手数料を定めることも可能。
6	当団体では現行「情報公開及び個人情報保護に関する条例」となっており、今後はこれを改廃し、情報公開条例、個人情報条例と2つに分けることとなりますでしょうか？	そのような対応も一つの方法として考えられる。もっとも、個人情報保護条例に該当するものが基本的にはいないという想定でいる。都道府県・指定都市以外の自治体においては、最低限は開示に関しての手数料を定める条例のみが個人情報保護関連では必要であり、これで足りる。これを定めれば法との関係では対応は十分である。そうしたことを踏まえた上で、引き続き情報公開部分と個人情報保護部分とを同じ条例にすべきかご検討いただきたい。
7	死者の個人情報については、条例で別途規定することを想定しているようですが、条例を想定する理由はなんでしょうか。また、仮に要綱などですすでに取り扱いを定めて実施している場合は、改めて条例として規定し直す必要があるとお考えでしょうか。	スライド29頁及びQA11-1-1でも言及している。死者の個人情報を個人情報に引き続き含めたいという場合であっても、改正法のもとでは定めることは出来ない。他方、死者に関する情報の取扱いに関して、個人情報保護法と別の観点から規律を設けることは否定されない。現状、要綱の定めに基づいている取扱いも、こうしたことを踏まえて、ご検討いただくことが必要である。この場合、当該規律が個人情報保護のためのものであるか、別の法益のためのものであるかは、その実態に則して判断されるべきものとする。

	質問	回答
8	当団体の現行条例においては、実施機関の規定に「議会」が含まれておりますが、改正後の条例において、当団体の機関の定義に「議会」を含めて規定することも差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	スライド11頁をご覧ください。「市の機関」の定義に「議会」を含めることができるかという点であるが、すでに改正法において「行政機関」という定義が存在する。そのため、「行政機関」の定義を条例で広げるとは許容されない。具体的にどういった事情で「市の機関」という用語を定義するかによるが、こうした考え方に反しないことが必要。また、法律に基づく規律は、「議会を除く」地方公共団体の機関に直接適用される一方で、議会には規律の適用が無い。「実施機関」として議会を含む定義を置かれた場合には、こうした規律の適用関係を踏まえた措置が必要になるものとする。
9	開示請求者から個人情報に係る開示文書を郵送にて求められた場合における郵送料金の取扱いについてお示しいただきたい。 ①手数料の中に請求者への郵送料金も含まれる。 開示請求者からは手数料のみ徴収し、郵送を行う。 ②手数料の中に請求者への郵送料金は含まれない。 開示請求者から手数料と合わせて郵送料金を徴収し、郵送を行う。 ③手数料の中に請求者への郵送料金は含まれるが、速達、書留等の特別な郵送方法の場合には、基本の郵送料のみ手数料の中に含まれると考え、その他の部分については請求者負担とする。 開示請求者から郵送方法の指定がない場合は、手数料のみ徴収し、郵送を行う。 開示請求者から速達等郵送方法の指定がある場合は、手数料と合わせて特別郵送料金に係る部分を徴収し、郵送を行う。	実費の範囲内であれば請求は可能だが、整理して後日回答する。
10	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」についての変更点は今回の改正でありますでしょうか。	デジタル改革整備法のはね改正としての改正はあるが、規律自体が変わるような主要な改正はない。
11	現状、当団体では開示の際に従量制にてコピー代として実費（1枚10円）を諸収入で徴収しているが、改正法89条によれば、別途条例で手数料について定めるとある。今後の当市の対応として、個人情報保護法施行条例にて手数料を無料と定め、諸収入で従来と同じく従量制にてコピー代として実費（1枚10円）のみを徴収するとしてよいか。	質問5の回答のとおり
12	開示請求にかかる手数料について、従量制も可ということですが、実費での請求をすることは可能ですか？（例）10円/枚（白黒コピー）50円/枚（カラーコピー）	質問5の回答のとおり
13	開示請求に係る手数料について、条例で手数料を無料と規定した上で、実費を徴収することはできないのでしょうか？	質問5の回答のとおり
14	条例施行規則にて、開示請求等の様式を定めているが、今後は、ガイドラインに様式が掲載されるという認識で良いでしょうか。	様式含め詳細は今後検討していく。
15	個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージの11ページ附則第3条第6項において罰則が規定されているが、旧条例に規定された罰則に対する経過措置ではあるが、このような条文を規定する場合に、再度、事前に検察協議を行う必要はありますか？	Q&Aの「10経過措置」10-1-1を参照いただきたい。 問いの末尾に「※」印で注記があるが、罰則に関する経過措置等については論点として認識している。 別途整理・検討の上で回答させていただきたい。
16	現在個人情報ファイル簿の作成及び公表に向け動いておりますが、改正後の法律等で公表が義務付けられるファイル簿の記録項目については現行の行個法の規定から変更はあるか。	個人情報ファイル簿の記載事項については、スライド16頁にあるとおり、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定を踏襲する予定である。何か変えるということは現状考えていない。なお、国の個人情報ファイル簿については、e-Govでも公開されているので参照いただきたい。
17	①個人情報ファイル簿の整備に関し、相当な事務労力がかかると聞いていますが、委託等を予定している場合、地方公共団体に対する財政措置等は予定されておりますでしょうか。 ②不開示決定等に対する不服審査制度についてのスキームはどのようにされるのでしょうか。（地方公共団体で不服審査会を設置する必要があるのかどうか）	①財政措置については現時点で予定はない。 ②改正法105条3項が該当する。解説資料221,222頁を参照いただきたい。 まず条文の中で、行政不服審査法81条に定める機関に諮問するという建付けになっている。おそらく、自治体では、行政不服審査会が同条の機関として位置づけられている例があると理解している。個人情報保護審査会は同条の機関となっていない場合もあると思われるが、改正法施行後は、行政不服審査会とは別に、個人情報保護審査会等を同条の機関として位置づけることが可能。また、複数の機関を行政不服審査法第81条に定める機関として併置することも可能である。
18	ファイル簿の範囲は1000人以上となるか。	具体的な検討は進めている。スタートラインとしては行政機関個人情報保護法を前提として進めている。

	質問	回答
19	地方公共団体にのみ行政不服審査法第9条第4項が適用される理由をご教授ください。	開示や審査請求については、法の趣旨を損なわない範囲で現行の実態を踏まえて制度設計を行った。
20	匿名加工情報の利用に関する制度につき、政令指定都市でない基礎自治体は当該制度の導入しない場合であっても（将来的に導入する可能性のある場合を含む）、同制度に関する手数料の定めを施行条例に規定しなければならないか。	現時点では手数料の定めの対象とはならず、定めていただく必要はない。
21	住民の個人情報を多く扱う地方公共団体の規律の変更は、住民に大きな影響や関心があると思いますが、国として住民への周知等はどのように進める予定でしょうか。	広報活動については、引き続き尽力したい。
22	仮名加工情報の提案等に係る手数料に関する規定整備が必要とのことでしたが、都道府県、政令市以外の自治体は経過措置終了時までには整備するというので、今回の法改正に伴う条例整備ではとりあえず除外してよいという理解でよろしいでしょうか。	その通りである。
23	開示請求について任意代理人による請求が認められることになるが、自治体によっては、任意代理人を認めている場合であっても、本人の同意を得た親族や、弁護士等に限るなど、更に要件を狭めている例も見受けられる。 改正法では、このような取扱いは考えられるか。それとも、委任状により本人からの委任が確認できれば差し支えないものとするのか。	任意代理人による開示請求を広げていくこととのバランスの問題であるため、ガイドラインで示していく方針である。対象者で絞るのか、確認方法で絞るのか、いくつかの方法が考えられると思われる。もっとも、開示請求の範囲を広げるとの判断は法律レベルで行われており、これに反する定めはできない。
24	個人情報の法律の管轄は9月1日からデジタル庁になるのですか？	個人情報保護委員会が法を一元的に所管する。
25	議会が適用除外ということですが、議会で個人情報保護にかかる規律を整備したいということになったときに、法との整合性はとらなくてもよいのでしょうか。	法の建付けとして、自律的な判断にゆだねられる。
26	議会は改正法の適用の対象外となっているが、議会（議会事務局）も個人情報を保有していることから、改正法に準じた取扱いをするため、内規等の整備を要するものとする。 また、情報公開条例と同様に、保有個人情報について開示等請求を受ける対象となり得ることから、当該請求に対する開示決定（行政処分）を行うため、内規ではなく、条例を制定する必要があるか。	処分性のある行為を行うため、内規ではなく、条例で定めることが必要であるとの考えは一般論としてそのとおりと考えるが、対応については地方自治体の自律的な判断にゆだねられるところである。
27	個人情報保護評価と特定個人情報保護評価とのすみ分けはどのようになるのでしょうか（特定個人情報保護評価と個人情報保護評価と同時に実施するのか等）	番号法に基づく手続は引き続きやっていただく必要がある。番号法、個人情報保護法それぞれの事務の在り方についても引き続き検討していく。
28	民間事業者と個人の紛争斡旋については、基礎自治体もこれを行う義務があるのでしょうか。	改正法14条に苦情処理のあっせん規定があるが、現行の個人情報保護法にも同趣旨の規定がある。規範として新たな義務付けをしているようなものではなく、引き続き努力義務が掛かるものである。
29	非開示情報について、情報公開条例との整合を図った場合、個人情報保護法と比べ厳格な規定となりますが、これは許容されるのでしょうか。	「厳格な」という点が不明であるが、法律との整合性を図りつつ、非開示情報を追加するという事は可能である。改正法上の不開示情報の中で開示としたい例があれば、ご相談いただきたい。また、情報公開条例の方を改正するという対応も考えられる。
30	学校は、「地方公共団体の機関」に該当するか。該当する場合、学校に対して、直接、学校が保有する保有個人情報を開示等請求できるか。	学校自体が該当することは想定していない。教育委員会等を想定している。
31	当団体の条例では、個人情報の開示に際して文書コピー代等の名目で実費を請求しており、手数料という名称は用いていないが、条例の改廃後は、現在の金額はそのまま、名称を手数料に改めて運用すれば問題ないと解釈して良いか。	ご認識のとおり（詳しくは質問5を参照いただきたい）
32	例えばコピー代だけを徴収したい場合も、条例で規定が必要なのでしょうか。	質問5のとおり、手数料に該当する。
33	コピー代についてですが、コピー代だけを徴収することとする場合、当該コピー代は「手数料」ではないと考えられ、したがって、条例で規定する必要（自治法の規定による）がないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。	
34	当団体では、個人情報保護条例とは別に「特定個人情報保護条例」を制定しておりますが、廃止する必要があるということではよろしいでしょうか。	個人情報保護条例については、改正個人情報保護法への最低限の対応として、条例の廃止が必要であると考えている一方で、マイナンバー制度に関しては、法律上、別個の制度であり、対応する条例を廃止いただく必要はない。

	質問	回答
35	<p>保有個人情報の開示で、公務員の職及び職務遂行の内容は開示となっているが、当団体の情報公開条例においては、氏名を含めております。今回この整合を図るため、情報公開条例において氏名を削るという考え方はありますでしょうか。そもそも氏名をいれていない趣旨があれば教えてください。</p>	<p>こちらも整合性とのために情報公開条例を改正すべきかという点のご質問を理解した。情報公開法・情報公開制度についてのあるべき姿を義務付けているわけではないため、地方公共団体の自律的な判断による。</p>
36	<p>任意代理人による開示請求について、委任状により代理権が付与されると思われますが、押印見直しとの関係で委任状にの委任者の押印が省略され、記名のみとなることも想定されます。</p>	<p>今後政令で定められる事項となるが、どの様な様式として取り扱うかについては引き続き検討する。</p>
37	<p>個人情報保護の観点から開示請求は厳格な運用が求められると思うが、委任状への押印についてはどのように考えればよいのでしょうか？</p>	